

学校における新型インフルエンザ等への対応の改定について（概要）

1 改定の主旨

(1) 背景

平成21年に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)は、世界的な大流行となり、一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、多くの知見や教訓が得られた。近年、中国を中心に鳥インフルエンザ(A/H7N9)が発生しており、ヒトからヒトへ感染する新型インフルエンザ等の発生の危険性が高まっている。

(2) 本書の位置付け

平成25年4月、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症の発生に備え、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、本県においても、「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」(平成25年11月)が策定された。

これを踏まえ、徳島県教育委員会では「学校における新型インフルエンザへの対応」の改定を行うこととし、効果的な対策をとるために、新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策の具体的実施内容、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合にも対応できるよう対策の選択肢を示す。

2 主な改正点

- ・各学校における危機管理組織の整備
- ・新型インフルエンザ等の発生段階に応じた対策の具体的実施内容
- ・臨時休業に関する配慮事項の変更
- ・病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合にも対応できるよう対策の選択肢を記載

3 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた学校の対応

新型インフルエンザ等の発生段階を次の6区分とし、県、市町村、関係機関で定められた対策を段階に応じて実施するが、段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、また必ずしも段階どおりには進行するとは限らない。緊急事態宣言がなされた場合は、県内未発生期であっても必要な対策を講じる。

未発生期

- ・発生に備えた危機管理組織及び緊急連絡体制の整備
- ・情報収集及び周知方法の確立
- ・学校医を含めた校内対策会議を設置し、対策方針を確立して対応マニュアルを作成

海外発生期

- ・「徳島県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部」の設置
- ・学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化

国内発生早期（県内未発生期）

- ・インフルエンザ様症状の早期発見と対応（帰国者・接触者相談センターに相談し、受診）
- ・ウイルスの病原性を踏まえ示された感染症対策の目安や臨時休業を適切に実施
- ・発生地域への修学旅行等、遠足、体外試合等の中止又は延期の検討
- ・緊急事態宣言が出された場合は施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）

国内発生早期（県内発生早期）

- ・校内対策会議を常設し、対策方針を協議し、対応マニュアルに基づく感染防止措置の実施
- ・学校内で有症者は、個室に隔離し、保健所に連絡し、医療機関への搬送手配
- ・「徳島県新型インフルエンザ等対策本部」で決定した臨時休業の方針に従い、適切に実施

(臨時休業の配慮事項)

児童生徒等の感染を確認した場合は、学校医等と相談の上、7日間を目安として、臨時休業を実施する。さらに感染拡大防止が必要な場合は、活動地域や通学区内に所在する全ての学校が一斉臨時休業を求められる場合がある。臨時休業の解除は、国や対策本部等の方針に基づいて行う。

- ・新型インフルエンザ等の感染状況の把握
- ・臨時休業中の家庭での学習支援

国内感染期（県内感染期）

- ・個別発生の即応から集団感染の防止へ移行する。
- ・新型インフルエンザ様症状がある場合は、医療機関に相談し、その指示に従い受診

(臨時休業の配慮事項)

1週間に複数の患者が発生した場合は、学校医等と相談の上、7日間を目安として学級閉鎖、必要により学年閉鎖・休校を実施する。この間に新たな発生がなければ学校医等と相談の上、閉鎖を解除する。さらに特定の地域で集団感染が頻発する場合は、その地域に所在する学校が一斉に休校するよう求められる場合がある。

小康期（県内小康期）

教育委員会等からの通知を踏まえ、児童生徒等及び教職員が新型インフルエンザ等と疑われる症状を呈した場合及び感染が確定した場合の対応等について、流行の第二波に備え十分に周知を行う。

4 修学旅行等への対応

予め、新型インフルエンザ等の発生状況等を十分踏まえた上で、児童生徒の安全確保を最優先に考えて、目的地や日程の変更等、必要な措置を講じる。

注) 今回の改定で、変更した箇所を下線で示す。

なお、「新型インフルエンザ等」とは、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものを対象とする。

注1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成25年11月改正)

第6条

7 この法律において「新型インフルエンザ等」とは、次に掲げる感染症の疾患をいう。

一 新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。)

二 再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾患とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

注2) 鳥等のインフルエンザウイルスが、その遺伝子に変異を起こし、ヒトーヒト感染するようになり、持続的な感染が起こるようになった段階で、新型インフルエンザとなる。

(3) 流行規模の想定

新型インフルエンザ発生の流行規模は、出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力の強さ等に左右されるが、政府の行動計画の推計値を本県の人口比に当てはめた数値として、徳島県の新型インフルエンザ対策行動計画において、医療機関受診患者数が約16万人、入院患者数約1万3千人、死亡者が約4千人と想定している。

(4) 発生段階の区分

徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画において、県内における新型インフルエンザ等の発生段階を次の6区分とし、県、市町村、関係機関等で定められた対策を段階に応じて実施する。

なお、段階の期間はきわめて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がなされた場合は、県内未発生期であっても、新型インフルエンザ等の感染防止に必要な対策を講じるなど、対策の内容も変化することに留意する。

2 新型インフルエンザ等の発生段階に応じた学校の対応

0 未発生期・・・新型インフルエンザ等の発生に備えて

(1) 危機管理組織及び緊急連絡体制の整備

新型インフルエンザ等が発生した場合に備えて、危機管理組織や、緊急連絡体制を整えておく。職員が学校へ出勤できないことを想定し、職員間や保護者との連絡体制について再確認する。

① 危機管理組織、対応マニュアルの整備

ア 学校医などを含めた校内対策会議を設置し、対策方針を確立して対応マニュアルを作成

イ 全体指揮者（教育委員会の指示への対応と報告）「校長」

ウ 外部との対応担当者（保健所への報告、問合せ対応等）「教頭等」

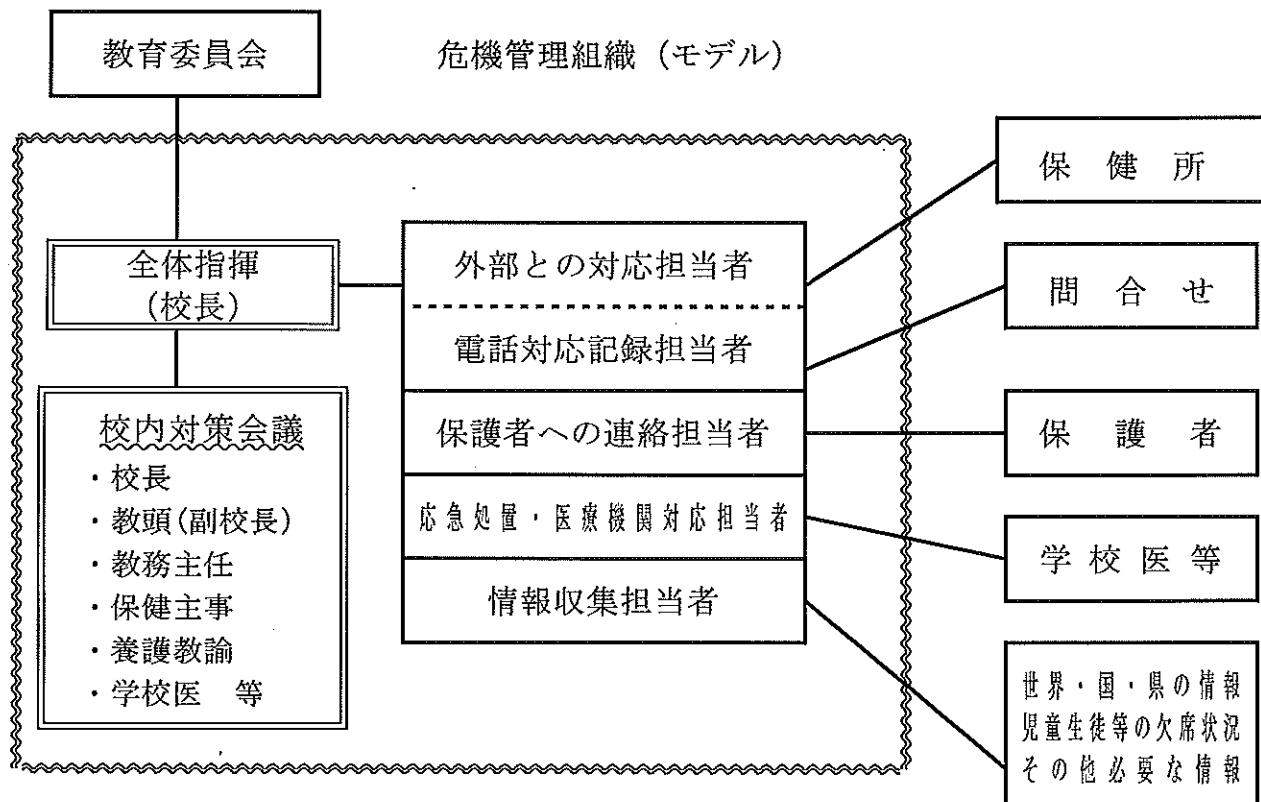
エ 情報収集担当者「保健主事等」

（各機関からの情報、発生状況、学年学級別欠席状況）

オ 応急処置・医療機関対応担当者「養護教諭等」

カ 保護者への連絡担当者「教務主任等」

キ 電話対応記録担当者



[国・徳島県の行動計画、マニュアル等]

- ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画（内閣官房・厚生労働省HP）
- ・新型インフルエンザ等対策ガイドライン（厚生労働省HP）
- ・新型インフルエンザ等対策に関する文部科学省行動計画（文部科学省HP）
- ・徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画（徳島県HP）

(3) 基本的な感染予防策

新型インフルエンザ等は誰もが感染する可能性がある。個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与する。

児童生徒等が誤った情報に影響されてパニックを起こすことのないよう、新型インフルエンザ等に関する正確な知識を発達段階に応じて指導し、適切な判断や行動がとれるようにする。

① うがい・手洗い励行等の指導

インフルエンザは、感染した人の咳、くしゃみに伴って発生する飛沫に含まれるウイルスを吸入することによって感染する。人混みへの外出時はマスクを着用し、帰宅後はうがい・手洗いを励行すること等が効果的であることなどを指導する。

② 室内でもドアノブや手すり、取っ手など人がよく触れる場所は、こまめに消毒用アルコール等で清拭し、部屋の換気もこまめに行うよう指導する。

③ 人混みや繁華街への外出、流行している地域への旅行は控えるよう指導する。

④ 規則正しい生活による体力維持の必要性の指導

十分に休養を取り、バランスよく栄養をとるなどして、日頃から体力や抵抗力を高めておくことの大切さを指導する。

⑤ 発熱及び咳、くしゃみ、鼻水等のインフルエンザ症状のある人は、他の人を感染させないよう、必ずマスクをつけ、咳やくしゃみをするときはハンカチ、ティッシュ等で口と鼻を押さえ、鼻をかんだ手は直ちに洗うよう指導する。

《咳エチケット》

「咳エチケット」とは、風邪を引いた時に、他人にうつさない為のエチケット。

○ 咳・くしゃみの際はティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけ1m以上離れる。

○ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュをすぐに蓋付きの廃棄物箱に捨てられる環境を整える。

○ 咳をしている人にマスクの着用を促す。

マスクはより透過性の低いもの、例えば、医療現場にて使用される「セージカルマスク」が望ましいが、通常の市販マスクでも咳をしている人のウイルスの拡散をある程度は防ぐ効果があると考えられる。

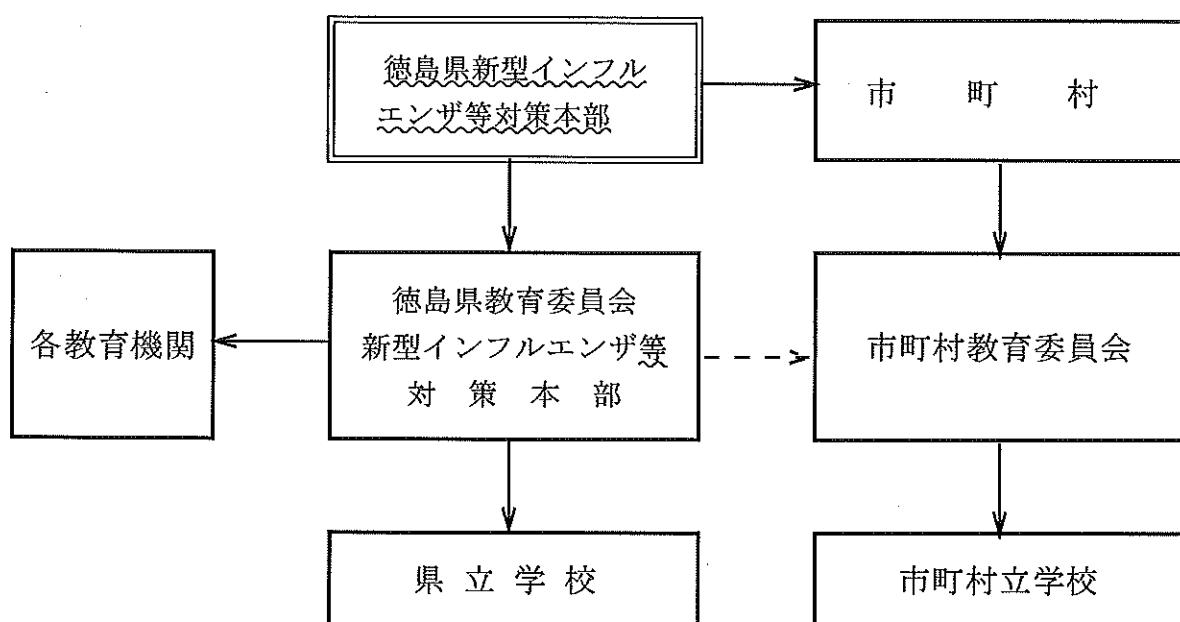
一方、健常人がマスクを着用しているからといって、ウイルスの吸入を完全に予防できるわけではないことに注意が必要である。

○ マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

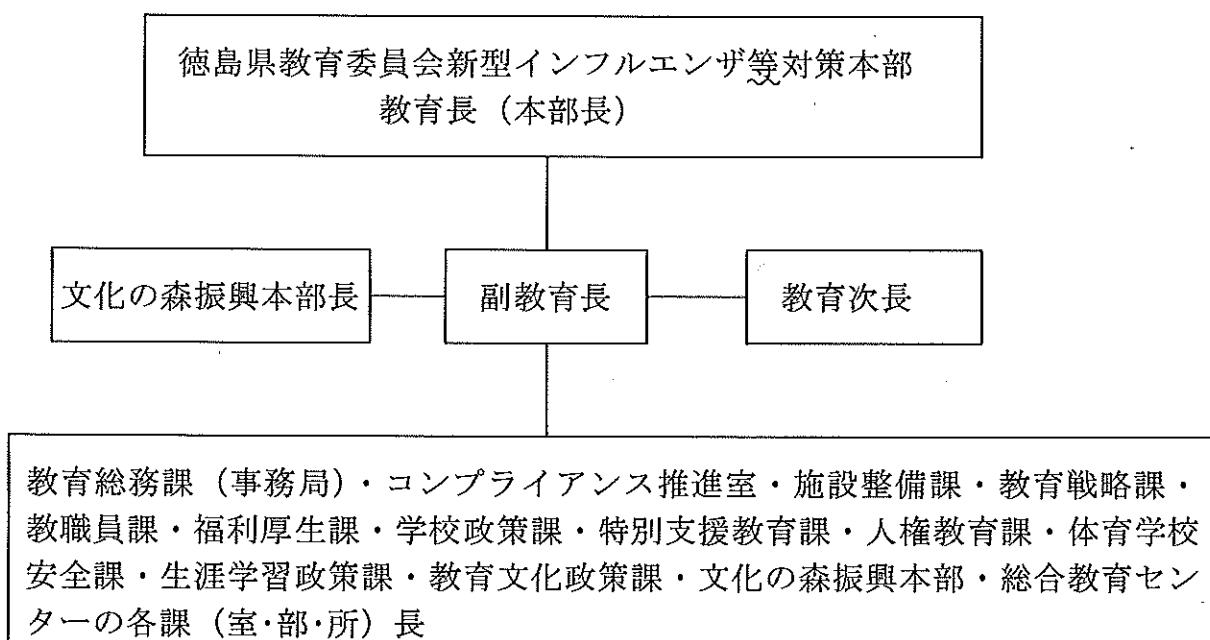
I 海外発生期・・・海外において患者が発生

(1) 対策本部の設置

新型インフルエンザ等が発生した際には、知事を本部長とする「徳島県新型インフルエンザ等対策本部」が設置されることに伴い、「徳島県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部」が設置される。



< 徳島県教育委員会新型インフルエンザ等対策本部 >



- 不要不急の外出を自粛する。
- (5) 保護者に対して、その児童生徒及び家族の健康状態に特に注意し、異変が見られる場合は帰国者・接触者相談センターに相談するよう指導する。
- (6) 児童生徒等に対し、発生地域への旅行は自粛するよう指導するとともに、発生地域への修学旅行、遠足、校外試験等は中止又は延期を検討する。
- (7) 緊急事態宣言が出された場合、県の要請を受けて、期間を定めて施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）を行う。

II 国内発生早期（②県内発生早期）・・・県内において患者が発生

新型インフルエンザ等の患者が、県内で一例でも確認された場合、学校の設置者から各学校に対し臨時休業の要請を行う場合がある。各学校においては、学校の設置者と迅速に情報交換を行い適切に対処する。

県内未発生期と同じく、感染拡大防止に努めるとともに、以下の点に配慮する。

- (1) 校内対策会議を常設して対処方針を協議し、それぞれの対応マニュアルに基づく感染防止措置を実施する。
- (2) 児童生徒等や教職員に患者等が発生した場合、速やかに帰国者・接触者相談センターに連絡するとともに、管轄教育委員会に連絡する。
- (3) 学校等の臨時休業の措置を講じるに当たっては、患者等やその家族及び接触者に対する差別が起こらないよう十分留意する。
- (4) 臨時休業により職員が学校等へ出勤できないことを想定し、職員間や保護者との連絡体制について再確認する。
- (5) 児童生徒等の健康状態の把握に努め、有症者に対しては、登校を控えて直ちに帰国者・接触者相談センターに相談し、その指示に従うよう指導する。
- (6) 学校内で有症者が発生した場合には、その者を直ちに個室に隔離した上で、帰国者・接触者相談センターに連絡して適切な医療機関への搬送を手配すること。その後、関係する施設設備の消毒を速やかに実施すること。

< 臨時休業に関する配慮事項 >

① 臨時休業に関する判断

新型インフルエンザ等が県内で発生した場合、徳島県新型インフルエンザ等対策本部において、臨時休業についての方針を決定することになる。その期間は、地域封じ込め対策や感染拡大によって異なるが、長期間になることも想定され、保護者や児童生徒等への説明、行事やカリキュラム等の変更、職員の調整等の対応が必要となる。

ア 児童生徒等が新型インフルエンザ等に感染したことを確認した場合は、学校医や保健所と相談の上で、7日間を目安として臨時休業を実施する。

を講ずる。

- (3) 教育委員会等から示される情報や、新型インフルエンザ等の発生状況や効果的な予防方法等を踏まえつつ、新型インフルエンザ等についての情報を、児童生徒等、その保護者、教職員に迅速かつ確実に周知する。パニックを引き起こさず、正しい情報に基づき、適切な判断・行動がなされるよう指導を徹底する。
- (4) 予防及び感染拡大防止のための衛生習慣が徹底されるよう再度指導する。
- (5) この段階になると、新型インフルエンザ等の診療体制が変わるので、それに応じて児童生徒等やその保護者及び教職員に対し、次のような対応を指導する。
 - ① インフルエンザ様症状がある場合は、速やかに医療機関等に相談の上、その指示に従って直接受診する。
 - ② 医療機関で、新型インフルエンザ等患者であると診断された場合は、軽症で自宅療養するときでも、学校に連絡する。

< 臨時休業に関する配慮事項 >

学校等においては、個別発生の即応から集団感染の防止へと対策の重点を移行するが、単発的・散発的な患者発生に対しても、学校等は集団感染の場になりやすいことから、慎重に対応する必要がある。

- ① その学校の児童生徒等から、1週間程度のうちに複数の新型インフルエンザ等患者が発生した場合には、学校医等と相談の上で、7日間を目安として当該児童生徒等の属する学級閉鎖を実施する。ただし、次の点に留意すること。
 - ア 閉鎖すべき学級が複数にわたる場合等には、状況により、学年閉鎖や休校も検討・実施する。
 - イ 客観的な状況から見て、学級外での集団活動（クラブ活動、地域活動等）で感染し、その前後に学級内の他の児童生徒等と濃厚接触していないと推測される場合等には、当該集団活動を当面自粛する（よう要請する）に止め、学級閉鎖は行わないこととしてもよい。
 - ウ 罹患すると重症化するおそれのある児童生徒等が在籍する学級等については、感染が一人しか確認されていない段階で学級閉鎖を行ってもよい。
 - エ 学級等の閉鎖を行った7日間に新型インフルエンザ等患者が新たに発生しなければ、学校医等と相談の上で閉鎖を解除する。
- ② さらに、特定の地域に所在する学校等で集団感染が頻発するような場合には、その地域に所在する全ての学校が休校するよう求められるので、その場合には患者が未発生の学校等や発生しても単発的・散発的なものに止まっている学校等も、求められた期間は休校する。
- ③ 臨時休業を行う場合には、その間における児童生徒等の学習を支援・促進するため、必要な措置を講ずる。
- ④ 県立寮等の県立施設についても、状況に応じて適切に対処する。

び関係機関等に対して十分に説明、あるいは協議を行う。

イ 渡航中における対応

- (ア) 患者発生国・周辺地域へ渡航している児童生徒及び引率教員の安否を確認する。
- (イ) 患者発生国・周辺地域に渡航中の児童生徒や、海外修学旅行中の児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝える。
- ・滞在国及びその周辺における感染者の発生状況
 - ・新型インフルエンザ等の症状等特性
 - ・基本的な感染予防策
 - ・発症した場合の対応（医療機関の早期受診等）と現地の医療体制
 - ・外務省の感染症危険情報や現地在外公館の関連注意情報
 - ・防疫措置（出国・入国制限等）の実施状況
 - ・民間航空便等の運行状況
 - ・現地に留まる注意事項（生活物資の備蓄等）
 - ・最寄りの在外公館の相談窓口（健康不安、帰国方法について相談）
- (ウ) 状況によっては速やかな帰国を指示し、帰国後は感染の有無が確認できるまで、児童生徒及び引率教員の自宅待機を指示する。

② 国内修学旅行等における新型インフルエンザ等への対応

ア 出発前における対応

- (ア) 国内修学旅行や遠足等の校外行事については、予め、新型インフルエンザ等の発生状況等を十分踏まえた上で、目的地や日程等を決定する。
- (イ) 各学校は、目的地や日程等の決定後であっても、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて、児童生徒の安全確保を最優先に考えて、目的地や日程の変更等、必要な措置を講じる。
- (ウ) 各学校は、上記(イ)の場合の対応について、予め、児童生徒や保護者及び関係機関等に対して十分に説明、あるいは協議を行う。

イ 旅行中における対応

- (ア) 国内発生地域に修学旅行中等により滞在する児童生徒及び引率教員の安否を確認する。
- (イ) 国内発生地域に修学旅行中等により滞在する児童生徒及び引率教員に対して、在籍中の学校から以下の情報を伝える。
- ・新型インフルエンザ等の症状、感染経路等
 - ・予防のために必要な留意事項
 - ・症状を呈した場合の対応（医療機関受診等）
 - ・国内での発生状況
 - ・万一の場合の対応や健康に不安がある場合の相談方法
- (ウ) 状況によっては速やかな帰県を指示し、帰県後は感染の有無が確認できるまで、児童生徒及び引率教員の自宅待機を指示する。

5 資料

保護者の皆様へ

もし新型インフルエンザが発生したら……
わたしたちが今から心がけること

●新型インフルエンザは、ただの風邪ではありません！●

新型インフルエンザは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため、世界的大流行を起こす危険性があります。

◇その1 うがい・手洗い・マスクの励行

外出後の手洗い・うがいを日常的に行い、人混みや繁華街への外出を控えたり、熱、咳、くしゃみ等の症状のある人には、必ずマスクを着けてもらったりすることが大切です。

◇その2 食料・日用品等の確保

発生時に不要不急の外出をしないよう、2週間程度の食料・日用品等の準備をしておきましょう。特に、不織布製マスク（サージカルマスク）は大切です。

●個人でできる対策 もし発生したら！●

◇その1 正確な情報の収集

情報には、国・地方自治体の提供する情報、マスコミが提供する情報など様々です。パニックが起こらないように正確な情報を収集し、冷静に対応することが重要です。

◇その2

事前連絡なく医療機関で受診すると、万が一新型インフルエンザであった場合、待合室等で他の患者さんに感染させてしまう二次感染のおそれがあります。まず、保健所に連絡し、保健所が指定する医療機関を受診してください。

インフルエンザに似た症状の場合、まずは、保健所に連絡し、保健所が指定する医療機関を受診してください。

●詳しくは、下記のホームページをご覧ください●

◇徳島県ホームページ「防災・安全情報 安心とくしま」

<http://anshin.pref.tokushima.jp/>